

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザは、学校において予防すべき感染症であり、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。医師の登校許可が出るまでは、十分に療養してください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校の際は、速やかに下記の「インフルエンザによる治癒報告書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、登校再開後1週間以内に、担任までご提出ください。

【添付書類】生徒氏名、受診日、インフルエンザの罹患が証明できるもの（コピー可）

（例）抗インフルエンザウイルス薬の服薬説明書・薬剤処方箋、インフルエンザ抗体検査結果
診療明細書 等

※添付書類においてインフルエンザの罹患の確認が困難な場合は、別様式「治癒証明書」に医師の証明を受けて提出していただきます。

インフルエンザによる出席停止届（治癒報告書）

HRNO _____ 氏名 _____

1. 診断日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （診断結果： _____ 型）
（診断を受けた日）

2. 期間 上記疾患について、
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）まで 休養を要し
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）より登校可能と指示されました。

3. 受診医療機関名 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

学校記入欄	担任印	インフルエンザにより学校を休んでいた期間
		月 _____ 日（ _____ ） ～ 月 _____ 日（ _____ ） 〔 _____ 時間目〕